

発議第2号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成29年3月23日 提出

松阪市議会議長 西村 友志

記

1 議会報告会

- (1) 派遣議員 全議員 28人  
楠谷さゆり議員、西口 真理議員、米倉 芳周議員、  
深田 龍議員、沖 和哉議員、松岡 恒雄議員、  
坂口 秀夫議員、植松 泰之議員、堀端 脩議員、  
野呂 一男議員、中村 良子議員、山本 芳敬議員、  
山本 節議員、川口 保議員、大平 勇議員、  
大久保陽一議員、濱口 高志議員、海住 恒幸議員、  
永作 邦夫議員、松田 俊助議員、中島 清晴議員、  
今井 一久議員、久松 倫生議員、西村 友志議員、  
松田 千代議員、田中 力議員、水谷 晴夫議員、  
前川 幸敏議員
- (2) 派遣目的 議会報告会開催のため
- (3) 派遣場所 第四公民館  
嬉野生涯学習センター  
飯南産業文化センター  
飯高老人福祉センター  
阿坂構造改善センター  
ハートフルみくもスポーツ文化センター  
機殿小学校多目的ホール  
産業振興センター
- (4) 派遣期間 平成29年4月22日(土)、23日(日)の2日間